

豊橋市民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年1月29日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第1号

豊橋市民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

豊橋市民館設置及び管理に関する条例施行規則（昭和55年豊橋市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(開館時間及び使用時間)</p> <p>第2条 地区市民館 <u>(南稜地区市民館を除く。以下同じ。)</u> 及び前芝校区市民館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>2 校区市民館（前芝校区市民館を除く。<u>以下同じ。</u>）の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 市民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と</p>	<p>(開館時間及び使用時間)</p> <p>第2条 地区市民館及び前芝校区市民館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>2 校区市民館（前芝校区市民館を除く。）の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 市民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と</p>

認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

名称	休館日
(略)	
校区市民館	(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

名称	休館日
(略)	
校区市民館 (<u>前芝校区市民館を除く。</u>)	(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

附 則

この規則は、平成27年4月4日から施行する。